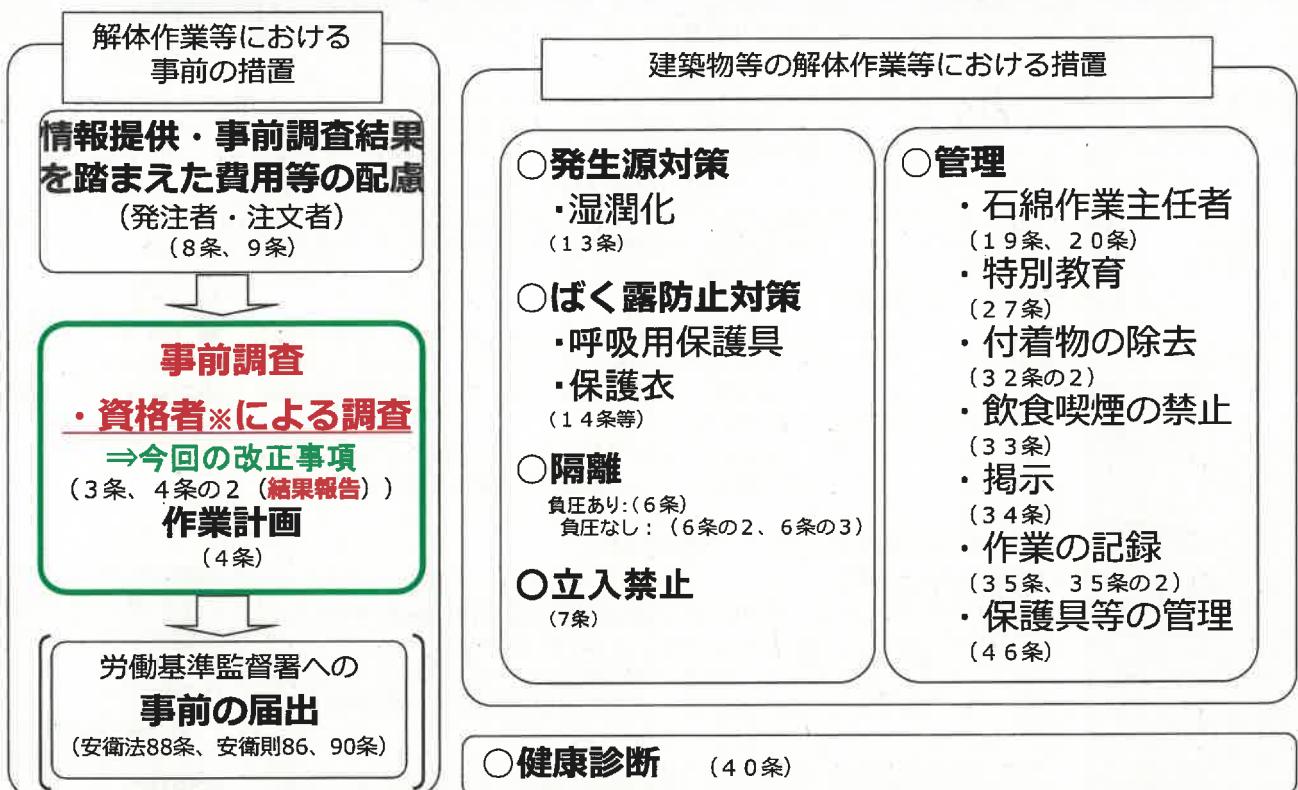


## 4. 工作物の解体等工事前の事前調査を行う者の要件の新設等①



## 4. 工作物の解体等工事前の事前調査を行う者の要件の新設等②

### 事前調査を行う者の要件の新設 (省令改正事項)

- 建築物、船舶に対する石綿事前調査に加え、工作物に関する石綿事前調査についても、石綿を含有するおそれの高い工作物等の解体・改修工事を開始する前の石綿使用の有無に関する調査（以下「事前調査」）を行う者は、一定の講習を修了した者又はそれと同等以上の知識・経験を有する者※1でなければならないこととする。  
※1 厚生労働大臣が定める者として、別途告示で定める予定
- 工作物の事前調査者の資格要件を設ける対象としては、
  - ① 特定工作物※2の解体等の作業
  - ② 特定工作物以外の工作物の解体等の作業のうち、石綿にばく露するおそれが比較的高い作業（塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料※3の除去等の作業）とする。
- ※2 令和2年厚生労働省告示第278号に掲げる工作物（石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、事前調査結果の報告対象となる工作物）
- ※3 塗料、モルタル、コンクリート補修剤（シーリング材、パテ、接着剤）
- 資格者による事前調査が義務付けられる施行日までに必要な人数の調査者の養成育成が可能となるよう、速やかに法令を公布するとともに、公布後少なくとも2年から2年半程度の準備期間を確保する。

## 4. 工作物の解体等工事前の事前調査を行う者の要件の新設等③

区分	対象工作物	事前調査の資格
特定工作物告示（令和2年厚生労働省告示第278号）に掲げる工作物  (石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、事前調査結果の報告対象となる工作物)	<p>【建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物】</p> <p>○炉設備（反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備） ○電気設備（発電設備、配電設備、変電設備、送電設備） ○配管及び貯蔵設備（炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備）※上水道管は除く 【注】建築設備（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等）に該当するものは工作物ではなく、建築物の一部。</p> <p>【建築物一体設備等】 煙突、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛り土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板（建築物（建屋）に付属している土木構造物）、観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）※1 【注】建築設備系配管（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備の配管）は建築物の一部 ※1 新たに特定工作物として指定予定</p>	新設する工作物石綿事前調査者（仮称）
その他の工作物	<p>【上記以外の工作物】 建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたもののうち、上欄以外のもの。 (エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物（作業用足場等）、遊戯施設（遊園地の観覧車等）等) 【注】資格を設けない場合でも、適切に調査を実施できるよう、様式やチェックリストを作成する。</p>	新設する工作物石綿事前調査者（仮称）、一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者

※2 塗料の剥離、補修されたコンクリートやモルタルを使用した基礎の解体等を行う場合

103

## 4. 工作物の解体等工事前の事前調査を行う者の要件の新設等④

### 特定工作物の見直し（告示改正事項）

- 事前調査結果等を労働基準監督署に報告しなければならない特定工作物に、「観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）」を追加する。

（現行の特定工作物告示に掲げる工作物）①反応槽、②加熱炉、③ボイラー及び圧力容器、④配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）、⑤焼却設備、⑥煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）、⑦貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）、⑧発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、⑨変電設備、⑩配電設備、⑪送電設備（ケーブルを含む。）、⑫トンネルの天井板、⑬プラットホームの上家、⑭遮音壁、⑮軽量盛土保護パネル、⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

### 講習内容等及び実施体制（告示改正事項）

- 工作物石綿事前調査者（仮称）講習について、その講習内容、受講資格、講師要件等を定める。
- 講習の品質管理のため、建築物石綿含有建材調査者講習と同様、登録講習機関による講習とするため、登録要件等を定める。

### その他

- 資格者による事前調査が義務付けられる日を待たず、養成された資格者による事前調査が適切に実施されるよう、関係団体に働きかける。
- 資格を設けない場合でも、適切に調査を実施できるよう、様式やチェックリストを作成する。
- 講習修了者の能力向上等が課題となることから、登録講習機関による協議会等を設置し、講習修了者への支援等の在り方について検討する。

104

## 工作物石綿事前調査者講習のカリキュラム

工作物石綿事前調査者講習のカリキュラムは講習登録規程別表2において、以下のように規定される。

科 目	内 容	時 間
工作物石綿事前調査に関する基礎知識1	労働安全衛生法その他関係法令、工作物と石綿、石綿関連疾患及び石綿濃度と健康リスクに係る工作物石綿事前調査の基礎知識に関する事項	一時間
工作物石綿事前調査に関する基礎知識2	大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令、リスク・コミュニケーションその他の工作物石綿事前調査全般にわたる基礎知識に関する事項	一時間
石綿使用に係る工作物図面調査	工作物一般、工作物と防火材料、石綿含有建材、工作物の図面その他の工作物石綿事前調査を行う際に必要となる情報収集に関する事項	四時間
現場調査の実際と留意点	調査計画、事前準備、現地調査、試料採取、現地調査の記録方法、工作物で使用される材料中の石綿分析その他の現地調査に関する事項	四時間
工作物石綿事前調査報告書の作成	調査票の記入、調査報告書の作成、所有者等への報告その他の工作物石綿事前調査報告書に関する事項	一時間